

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2013-253715(P2013-253715A)

【公開日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2012-128280(P2012-128280)

【国際特許分類】

F 25 D 23/00 (2006.01)

【F I】

F 25 D 23/00 301 E

F 25 D 23/00 301 Q

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月5日(2014.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る冷蔵庫は、アイコンを備え、操作入力を受け付けるアイコン操作部と、前記アイコン操作部が操作されると、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能を説明する文字を表示する機能表示部と、前記アイコン操作部が操作されると、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能を実行するか否かを確認する表示を行う入力受付表示部と、を備えたものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アイコンを備え、操作入力を受け付けるアイコン操作部と、

前記アイコン操作部が操作されると、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能を説明する文字を表示する機能表示部と、

前記アイコン操作部が操作されると、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能を実行するか否かを確認する表示を行う入力受付表示部と、を備えた

ことを特徴とする冷蔵庫。

【請求項2】

前記入力受付表示部はさらに、前記機能を実行するか否かの入力を受け付けるものであり、

前記入力受付表示部で該機能を実行する入力を受け付けると、該機能実行の設定がなされたことを文字で表示する設定表示部を備えた

ことを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項3】

前記アイコン操作部は複数設けられた

ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の冷蔵庫。

【請求項4】

前記アイコン操作部が操作されると、前記アイコンに対応する機能が作用する貯蔵室を、文字や図柄で表示することを特徴とする請求項3に記載の冷蔵庫。

【請求項5】

機能取消部を備え、

前記アイコン操作部が操作されてから前記入力受付表示部に入力が行われるまでの間に前記機能取消部が操作されると、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能は実行されず、前記機能表示部及び前記入力受付表示部が、表示される前の状態に戻ることを特徴とする請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項6】

前記アイコン操作部毎に設けられ、該アイコン操作部が操作可能か否かを点灯状態によって示す第1の照明手段を備えた

ことを特徴とする請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項7】

前記アイコン操作部毎に設けられ、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能が実行中であるか否かを点灯状態によって示す第2の照明手段を備えた

ことを特徴とする請求項1～請求項6のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項8】

前記アイコン操作部は静電容量式のタッチセンサを備えた

ことを特徴とする請求項1～請求項7のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項9】

冷蔵庫本体内部の各貯蔵室に対応する図柄をそれぞれ表示する貯蔵室表示部と、

前記貯蔵室表示部の図柄毎に設けられた第3の照明手段とを備え、

前記アイコン操作部が操作されると、前記第3の照明手段は、自身に対応する前記図柄が、該アイコン操作部のアイコンに対応する機能が作用する貯蔵室のものであるか否かを点灯状態によって示す

ことを特徴とする請求項1～請求項8のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

【請求項10】

前記アイコン操作部、前記機能表示部、前記貯蔵室表示部、及び前記入力受付表示部は、

特定方向に沿って順に配置されている

ことを特徴とする請求項9に記載の冷蔵庫。

【請求項11】

上方から下方に向かって、

前記アイコン操作部、前記機能表示部、前記貯蔵室表示部、前記入力受付表示部の順に配置されている

ことを特徴とする請求項10に記載の冷蔵庫。

【請求項12】

前記設定表示部は、

前記入力受付表示部よりも上方に配置されている

ことを特徴とする請求項1～請求項11のいずれか一項に記載の冷蔵庫。